

院内死亡・CPR・合併症等報告書

<提出基準>

1. 院内死亡報告書

- ・手術死
- ・手術後30日以内の手術関連死
- ・検査 [カテーテル検査、内視鏡検査等]、処置に関連した死亡
- ・化学療法中の死亡
- ・入院後24時間以内の死亡
- ・出産に関連した死亡（死産・母体死亡）
- ・来院時心肺停止等

※緩和医療対象患者の場合で、主病名での死亡の場合は除外する。

2. CPR 報告書

- ・院内で急変し心肺蘇生を必要とした事例
(CPR コールの有無に関わらず)

3. 合併症報告書

- ・48時間以内の再入院
- ・48時間以内の再手術
- ・肺塞栓症の院内発生
- ・処置・手術に伴って発生した濃厚な治療を要する合併症
(内視鏡操作やカテーテル検査時の穿孔例や重症感染症など)
- ・薬剤の重篤な副作用
- ・医療機器の誤作動による有害事象
- ・その他、経過に問題があると思われる事例
(例：外泊中の骨折、院内での病的骨折なども含む)

※ 1. 院内死亡・CPR コール・合併症等事例発生後速やかに所属長に報告し、提出すること。

2. 報告者は当事者に限らないが、正しい情報を記載できる者が提出する。